

國學院大學学術情報リポジトリ

日本武尊関係記事の構句と表現：
景行紀内部にみる述作の多層性：
特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 葛西, 太一, Kasai, Taichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000610

日本武尊関係記事の構句と表現

— 景行紀内部にみる述作の多層性 —

葛西太一

はじめに

日本書紀各巻の記事を述作する過程において、修正・加筆・潤色の行われたことが指摘されてきた。^① 今現在、目にするところの日本書紀の本文とは、編纂開始から撰上までの間に、複数の手による添削を経て成ったものとも言い換えられるだろう。全三十巻を通読する際に直面する解釈上の困難は、その一因として、これら複数の述作者ないし述作方針の相違を反映するものと捉えられる。そのため、日本書紀各巻の表現を解釈す

るにあたっては、可能な限り当該本文の成り立ちを考慮する必要が生じることになる。

これまでの研究においては、特に「漢籍的潤色」を指して修正・加筆が行われたものと考えられてきた。あるいは、使用される語彙・語法に特徴的なものがある場合、これを修正・加筆を行った人物の「筆癖」^②に由来するものとする見解も示されてきた。しかし、これらのように表現上の特徴に基づいて述作の過程が捉えられる一方で、日本書紀各巻の間において編修や編纂の方針が転換していることを窺わせる特徴も指摘されてきている。^③ 述作の過程における修正・加筆・潤色の問題とは文章表

現上の問題に留まらず、日本書紀各巻の述作方針を窺い知る端緒ともなり得る。⁽⁵⁾

如上の問題を考えるにあたり、本稿では特に日本書紀巻七（景行紀）のうち日本武尊関係記事を取り上げる。同一巻中にありながら、当該記事が周囲に比べて特異な語彙を使用することは既に指摘がある。⁽⁶⁾ここでは当該記事の構句と表現に着目して具体的に検討し、述作の過程や編纂方針の様相に言及することを試みる。

一、字句整齊への志向

日本書紀は古典中国語により記述されている。たとえ述作の前提に訓読的思维が介在するとしても、述作者が漢語漢文の範疇に制約されながら述作していることは間違いない。その場合、口頭伝達から離れた文言文の文字列を前にして、句読点を使用せずに句読の切り方を伝達することは困難を伴う。

どのような方法によって句読の切り方を示すのか、特に四字句や六字句を連ねて字句を整齊する方法に着目すると、日本書紀各巻の傾向は右掲《表A》の通りとなる。⁽⁹⁾各巻述作者の筆癖の相違を示す一例と言えるだろう。

字句整齊への志向が各巻で無秩序に分散するのではなく、一定のまとまりを示すことがわかる。とりわけ巻一―巻十三まで

《表A》句点数に占める同字数句の割合

同字数句	比率	句点数	諡号	巻	群
3,564	0.102	35,013	(全巻)		
59 ▲0.027		2,151	神代上	1	B
92 ▲0.049		1,890	神代下	2	
44 ▲0.043		1,034	神武	3	
4 ▲0.010		389	八代	4	C
46 ▲0.069		662	崇神	5	
52 ▲0.058		890	垂仁	6	β
155 △0.119		1,302	景行／成務	7	
14 ▲0.048		291	仲哀	8	
112 ▲0.094		1,190	神功	9	
40 ▲0.057		702	応神	10	
73 ▲0.060		1,223	仁徳	11	
4 ▲0.009		436	履中／反正	12	
13 ▲0.016		799	允恭／安康	13	α A1
265 △0.157		1,691	雄略	14	
181 △0.167		1,082	清寧／顕宗／仁賢	15	
50 △0.155		322	武烈	16	
254 △0.226		1,125	継体	17	
83 △0.204		407	安閑／宣化	18	
678 △0.263		2,574	欽明	19	
142 △0.188		755	敏達	20	
81 △0.125		646	用明／崇峻	21	
207 △0.139		1,492	推古	22	β B
23 ▲0.034		675	舒明	23	
106 ▲0.092		1,146	皇極	24	α A2
483 △0.208		2,319	孝徳	25	
78 ▲0.072		1,078	斉明	26	
80 ▲0.074		1,088	天智	27	
46 ▲0.047		983	天武上	28	β B
70 ▲0.024		2,885	天武下	29	
29 ▲0.016		1,786	持統	30	
					C

※便宜的に「比率」の全巻平均値「0.102」を上回る巻に「△」、下回る巻に「▲」を附した。

《表B》同一巻中の偏在

同字句数	比 率	句点数	諡 号	巻
133	0.108	1,235	景行	7
(12)	(0.018)	(634)	景行 (武尊除く)	
(121)	(0.201)	(601)	景行 (武尊のみ)	
207	0.139	1,492	推古	22
(43)	(0.033)	(1,282)	推古 (憲法除く)	
(164)	(0.781)	(210)	推古 (憲法のみ)	
483	0.208	2,319	孝徳	25
(92)	(0.076)	(1,206)	孝徳 (詔勅除く)	
(391)	(0.351)	(1,113)	孝徳 (詔勅のみ)	

は字句整齊に消極的な群と言えるが、そのうち巻七のみ積極的なことが確認される。他に句読を示す方法として、句の始発が明らかとなる字句（於是、于時、既而など）や句の終止が明らかとなる字句（也、矣、焉、乎、耶など）を頻用する方法が考えられ、その使用頻度と考え合わせると、巻七はこれらの使用に積極的な周囲の巻と同様の傾向を示す¹⁰。そのため、巻七が字句整齊に積極的であることは、群を同じくする周囲の巻に比べて異質なものと理解する必要がある。

ただし、巻七の内部を詳しく見ると、字句整齊箇所は巻中に一様の分布を示さず、日本武尊関係記事に偏って使用されることが確認される。

《表B》に示した通り、巻七のうち日本武尊関係記事を除いた部分は周囲の巻と同様に同字数

句の割合が全巻平均値を大きく下回る一方で、日本武尊関係記事のみ突出して字句整齊への志向が強い。同様に、巻二十二（推古紀）の憲法十七条、巻二十五（孝徳紀）の詔勅も同一巻中において異なる傾向を示し、これら三つは同一の巻の中でも述作の過程や方針を異にする部分と認められる。

本稿では、日本武尊関係記事が巻七（景行紀）の中でも字句整齊への志向の強さにおいて異質であることに端緒を得て、当該記事の構句と表現について詳しく検討することとする。

本稿の対象とする日本武尊関係記事は、その内容に応じて次の通りに整理される。当該記事において四字句の使用は各所に散見するが、特に征討にまつわる下命や復命の場面に集中して使用されることがわかる。本節では、使用頻度の高い各部分を便宜的に[A]、[C]のように示し、それぞれに検討を加える。¹¹

二十七年十月 熊襲征討の下命

二十七年十二月 熊襲国到着・川上梟師の服従

二十八年二月 ※[A]熊襲征討からの帰還と復命

四十年六月 東夷の反乱

四十年七月 ※[B]東夷征討の下命と斧鉞の授受

四十年十月 東夷征討の開始と伊勢神宮参拝

四十年是歳

駿河・焼津

四十年是歳

相摸・馳水での弟橘媛の入水

四十年是歳

蝦夷平定

四十年是歳

甲斐・酒折宮

四十年是歳

上野・碓日嶺

四十年是歳

信濃・白鹿と白狗

四十年是歳

尾張・宮簀媛

四十年是歳

伊勢・尾津の一つ松

四十年是歳

※C復命と能褒野での病没

五十一年正月

宴と武内宿禰

五十一年八月

稚足彦尊の立太子

五十一年八月

草薙横刀と蝦夷等の処遇

五十一年八月

日本武尊の系譜記事

二、字句整齐と和化漢文

日本武尊は熊襲征討を果たし、帰還の後、その経緯を天皇に報告する。その際、天皇と日本武尊の対話の中に四字句・六字句を基調とした構句が見られる。構句の確認を目的とするため、煩を厭わずに対象本文Aを掲出する。⁽¹²⁾

A 『日本書紀』卷七（景行紀）二十八年二月条

廿八年春二月乙丑朔。日本武尊。奏平熊襲之状曰。「臣頼天

皇之神靈。以兵一舉。頓誅熊襲之魁帥者。悉平其國。是以。

西洲既謫。百姓無事。唯吉備穴濟神。及難波柏濟神。皆有害心。

以放毒氣。令苦路人。並爲禍害之藪。故悉殺其惡神。

並開水陸之徑。」天皇。於是。美日本武之功而異愛。冊年夏六

月。東夷多叛。邊境騷動。

（二十八年の春二月の乙丑の朔に、日本武尊、熊襲を平

けたる状を奏して曰さく、「臣、天皇の神靈に頼りて、兵

を以て一たび擧げて、頓に熊襲の魁帥者を誅して、悉に其

の國を平けつ。是を以て、西洲既に謫りぬ。百姓事無し。

唯吉備の穴濟の神、及び難波の柏濟の神のみ、皆害る心

有りて、毒しき氣を放ちて、路人を苦しびしむ。並に禍害

の藪と爲れり。故、悉に其の惡しき神を殺して、並に水陸

の徑を開く。」とまうす。天皇、是に、日本武の功を美め

たまひて異に愛みたまふ。四十年の夏六月に、東の夷多に

叛きて、邊境騷き動む。）

四字句・六字句を□によって囲んで示した通り、それらが連続して用いられていることがわかる。卷七（景行紀）の中で

も日本武尊関係記事を除く部分とは異なる特徴を示すものと言える。しかし、その前後には傍線を付した通り、「是以」や「於是」のような句の始発を示す語句の使用も認められ、これらの使用に積極的な周囲の巻、および日本武尊関係記事を除く巻七（景行紀）内部とも同様の特徴をも合わせ持つものと言える。つまり、日本武尊関係記事は周囲に比べて、字句整齊への志向の強さは異質と言えるが、一方では句の始発を示す字句の使用においては同様の傾向を示すものと言える。

もう一つ、語法の面から当該記事の特徴を指摘しておきたい。当該記事のうち「令苦路人」は「濟神が路人を苦しめた」という意を表すものと推察されるが、この構文「主語 令の苦(人)」では「主語」が(何者かによって)(人)を苦しめさせた、の意になり、如上の文意にそぐわない。「苦」字を自動詞として「苦しむ」の意に用いず、そもそも他動詞「苦しめる」の意とすれば、「令」字を要せずして文意を表すことができる。四字句に整えることを目的とした贅用とも考えられるが、訓読文「苦しむ」に基づいて、本来は不要な使役「令」字を宛てた和化漢文とも捉えられる。¹³⁾

同様の構文は、当該例を含めて他にも日本書紀中に全5例を数える。いずれも日本武尊関係記事もしくは巻七と群を同じく

する巻での用例であり、なおかつ用例の前後に四字句の使用が確認される。

- 1、『日本書紀』巻七（景行紀）二十八年二月条（A）
唯吉備穴濟神。 及難波柏濟神。 皆有害心。 以放毒氣。 令苦路人。
並爲禍害之藪。 故悉殺其惡神。 並開水陸之徑。
- 2、『日本書紀』巻七（景行紀）四十年七月条（B）
亦山有邪神。 郊有姦鬼。 遮衢塞徑。 多令苦人。
- 3、『日本書紀』巻七（景行紀）四十年是歲条
然日本武尊。 披烟凌霧。 遙徑大山。 既達于峯。 而飢之。
食於山中。 山神令苦王。 以化白鹿。 立於王前。
- 4、『日本書紀』巻十一（仁德紀）六十七年是歲条
是歲。 於吉備中國川嶋河派。 有大虬令苦人。 時路人觸其處而
行。 必被其毒。 以多死亡。 於是。 笠臣祖縣守。 爲人勇捍而強
力。 臨派淵。 以三全瓠投水曰。 汝屢吐毒。 令苦路人。 余殺汝虬。
汝沈是瓠。 則余避之。 不能沈者。 仍斬汝身。

特に用例3では当該箇所「山神令苦王」が五字となっており、四字句の連続から外れている。もし「令」字を字句整齊のための贅用と理解して構句したならば、「山神令苦王」ではなく「山

神苦王」として、前後に合わせて四字句の連続を貫いたはずだろう。これを行わないことから考えれば、「令苦」という構文が字句整齐を目的として便宜的に用いられた贅用ではないことが確実視され、あくまで訓読文「苦しびしむ」に基づいて講句された和化漢文と捉えられる。

神や大蛇が通行者を苦しめるという内容の共通性や字句整齐への志向の強さから、用例1～4の述作者ないし加筆者は同一であることが想定される。それら四字句の構句に和化漢文が含まれることには留意しておきたい。

四、景行紀と神武紀に共通する構句と表現

次に対象本文[B]を取り上げる。天皇が日本武尊に東国平定の命を下し、斧鉞を授ける場面が描かれる。ここでも対象本文[A]と同様に、連続する四字句・五字句・六字句は天皇と日本武尊の對話に集中して現れ、句の始発が明らかとなる字句が頻用され、なおかつ「令苦」という構文が使用される。同様の特徴を具えることから、対象本文[A]と[B]は同一の述作者ないし加筆者の手に成ることが想定される。対象本文[B]は特に長文であるが、字句整齐の確認を行うため、煩雑ながら次に掲出する。

[B] 『日本書紀』卷七（景行紀）四十年七月条

秋七月癸未朔戊戌。天皇詔群卿曰。「今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人以平其亂。」群臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言。「臣則先勞西征。是役必大碓皇子之事矣。」時大碓皇子愕然之。逃隱草中。則遣使者召來。爰天皇責曰。「汝不欲矣。豈強遣耶。何未對賊。以豫懼甚焉。」因此。遂封美濃。仍如封地。是身毛津君。守君。凡二族之始祖也。於是。日本武尊。雄誥之曰。「熊襲既平。宋經幾年。今更東夷叛之。何日逮于大平矣。臣雖勞之。頓平其亂。」則天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。「朕聞。其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封墾。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女分居。父子無別。冬則宿穴。夏則住樓。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以。箭藏頭鬢。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊堺。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。宋榮王化。今朕察汝爲人也。身體長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。所攻必勝。即知之。形則我子。實則神人。寔是天懸朕不顧。且國不平。令經綸天業。不絕宗廟乎。亦是天下則汝天下也。是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。

懷之以德。

不煩兵甲。

自令臣隸。即

巧言而調暴神。

振武以攘姦鬼。」於是。日本武尊。乃受斧鉞。以再拜奏之曰。

「晉西征之年。

賴皇靈之威。

提三尺劍。

擊熊襲國。宋經淡溪。

賊首伏罪。

今亦賴神祇之靈。

偕天皇之威。

往臨其境。示以德教。

猶有不服。即舉兵擊。」仍重再拜之。

(秋七月の癸未の朔戊戌に、天皇、群卿に詔して曰

はく、「今東國安からずして、暴ぶる神多に起る。亦蝦夷悉

に叛きて屢人民を略む。誰人を遣してか其の亂を平けむ。」

とのたまふ。群臣皆誰を遣さむといふことをえ知らず。日本

武尊奏して言したまはく、「臣は先に西を征ちしに勞りき。

是の役は必ず大碓皇子の事ならむ。」とまうしたまふ。時に

大碓皇子、愕然ちて、草の中に逃隠れぬ。則ち使者を遣して

召し來しむ。爰に天皇責めて曰はく、「汝が欲せざらむを、

豈強に遣さむや。何ぞ未だ賊に對はずして、豫に懼るるこ

と甚しき。」とのたまふ。此に因りて、遂に美濃に封さす。

仍りて封地に如る。是身毛津君・守君、凡て二の族の始祖

なり。是に、日本武尊、雄話して曰したまはく、「熊襲既に

平きて、未だ幾の年も經ずして、今更東の夷叛けり。何の

日にか大平ぐるに逮らむ。臣、勞しと雖も、頓に其の亂を平

けむ。」とまうしたまふ。則ち天皇、斧鉞をとりて、日本武

尊に授けて曰はく、「朕聞く、其の東の夷は、讖性暴び強し。

凌犯を宗とす。村に長、無く、邑に首勿し。各封堺を

貪りて、並に相盜略む。亦山に邪しき神有り。郊に姦しき鬼

有り。衢に遮り徑を塞ぐ。多に人を苦びしむ。其の東の夷の

中に、蝦夷は是尤だ強し。男女交り居りて、父子別無し。

冬は穴に宿、夏は櫟に住む。毛を衣き血を飲みて、昆弟相

疑ふ。山に登ること飛ぶ禽の如く、草を行ること走ぐる獸の

如し。恩を承けては忘る。怨を見ては必ず報ゆ。是を以て、

箭を頭髻に藏し、刀を衣の中に佩く。或いは黨類を聚めて、

邊堺を犯す。或いは農桑を伺ひて、人民を略む。撃てば草

に隱る。追へば山に入る。故、往古より以來、未だ王化に染

はず。今朕、汝を察るに、爲人、身體長く大にして、容姿

端正し。力能く鼎を扛ぐ。猛きこと雷電の如し。向ふ所に前

無く、攻むる所必ず勝つ。即ち知りぬ、形は我が子、實は

神人にますことを。寔に是天の、朕が不穀くして、且國の

不平れたるを愍びたまひて、天業を經綸へしめたまひ、宗廟

を絶えずあらしめたまふか。亦是の天下は汝の天下なり。是

の位は汝の位なり。願はくは深く謀り遠く慮りて、姦しきを

探り變くを伺ひて、示すに威を以てし、懷くるに德を以て

して、兵甲を煩さずして、自づからに臣隸はしめよ。即ち言

を巧みて暴ぶる神を調べ、武を振ひて姦しき鬼を攘へ。」とのたまふ。是に、日本武尊、乃ち斧鉞を受けりて、再拜たまひて奏して曰さく、「嘗、西を征ちし年に、皇靈の威に頼りて、三尺劔を提げて、熊襲國を撃つ。未だ浹辰も經ずして、賊首罪に伏ひぬ。今亦神祇の靈に頼り、天皇の威を借りて、往きて其の境に臨みて、示すに徳教を以てせむに、猶服はざること有らば、即ち兵を擧げて撃たむ。」とまうす。仍りて重ねて再拜みまつる。

対象本文Bの字句整齊に対する志向の強さが明確に窺える。これほど字句整齊が集中して行われる箇所は、卷七（景行紀）と群を同じくする卷々には珍しく、周囲に比べて当該箇所の異質さが際立つ。上述した通り、卷七（景行紀）は日本武尊關係記事とこれを除く部分との間で字句整齊への志向の強さが明らかに異なるが、さらに言えば、日本武尊關係記事の中でも、征討にまつわる天皇と日本武尊の對話に集中することもわかる。そして、如上の特徴を具えるものは、卷三（神武紀）に見られる、いわゆる「東征開始の詔」と「橿原饗都の詔」とも共通することが確認される。ここでは前者を対象本文X、後者を対象本文Yとして掲出し、日本武尊關係記事との共通点を構句と

表現の面から検討する。

X『日本書紀』卷三（神武紀）即位前紀…東征開始の詔及年卅五歲。謂諸兄及子等曰。「昔我天神。高皇產靈尊・大日靈尊。舉此豐葦原瑞穗國。而授我天祖彥火瓊々杵尊。於是火瓊々杵尊。關天關披雲路。驅仙蹕以戻止。是時。運屬鴻荒。時鍾草昧。故。蒙以養正。治此西偏。皇祖皇考。乃神乃聖、積慶重暉。多歷年所。自天祖降跡以逮。于今一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地。猶未霑於王澤。遂使有君。村有長。各自分疆。用相凌躐。抑又聞於鹽土老翁。曰。『東有美地。青山四周。其中亦有乘天磐船飛降者。』余謂。彼地。必當足以恢弘大業。光宅天下。蓋六合之中心乎。厥飛降者。謂是饒速日歟。何不就而都之乎。」

（年四十五歲に及びて、諸の兄及び子等に謂りて曰はく、
「昔我が天神、高皇產靈尊・大日靈尊、此の豐葦原瑞穗國を擧げて、我が天祖彥火瓊々杵尊に授けたまへり。是に、
火瓊々杵尊、天關を開き雲路を披け、仙蹕驅ひて戻止り
ます。是の時に、運鴻荒に屬ひ、時草昧に鍾れり。故、蒙
くして正を養ひて、此の西の偏を治らす。皇祖皇考、
乃神乃聖にして、慶を積み暉を重ねて、多に年所を歴たり。

天祖の降跡りましてより以速、今に一百七十九萬二千四百七十餘歳。而るを遼遼なる地、猶未だ王澤に霑はず。遂に邑に君有り、村に長有りて、各自疆を分ちて、用て相凌ぎ蹀はしむ。抑又、鹽土老翁に聞きき。曰ひしく、『東に美き地有り。青山四周れり。其の中に亦、天磐船に乗りて飛び降る者有り。』といひき。余謂ふに、彼の地は、必ず以て大業を恢弘べて、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降るといふ者は、是饒速日と謂ふか。何ぞ就きて都つくらざらむ。」とのたまふ。

『Y』『日本書紀』卷三(神武紀)己未年三月条…橿原奠都の詔

三月辛酉朔丁卯。下令曰。「自我東征。於茲六年矣。賴以皇

天之威。凶徒就戮。雖邊土未靖。餘妖尚梗。而中洲之地。

無復風塵。誠宜恢廓皇都。規摹大壯。而今運屬屯蒙。民心朴素。

巢棲穴住。習俗惟荒。夫天人立制。義必隨時。苟有利民。

何妨聖造。且當披拂山林。經營宮室。而恭臨實位。以鎮元元。

上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以開都。

掩八紘而爲宇。不亦可乎。」

(三月の辛酉の朔丁卯に、令を下して曰はく、「我

東を征ちしより、茲に六年になりたり。賴るに皇天の威を以てして、凶徒就戮されぬ。邊の土未だ清らず、餘の妖尚梗れたりと雖も、中洲之地、復風塵無し。誠に皇都を恢き廓めて、大壯を規り摹るべし。而るを今運屯蒙に屬ひて、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住みて、習俗惟常となりたり。夫れ大人制を立てて、義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて實位に臨みて、元元を鎮むべし。上は乾靈の國を授けたまひし德に答へ、下は皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇にせむこと、亦可からずや。)

掲出した通り、対象本文[X]と[Y]も字句整齊に強い志向を示す箇所であり、字句整齊に消極的な卷三(神武紀)の中でも異質なものと言える。これまでの研究において、対象本文[X]と[Y]の類似性が指摘されてきた経緯もあり、両者の構句と表現は軌を一にするものと言える。そして、その類似性は上述してきた卷七(景行紀)の日本武尊関係記事[A]と[C]とも通じることが確認される。特に表現の類似性について取り上げたい。

5、『日本書紀』卷七（景行紀）四十年七月条（B）

則天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。「朕聞。其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。（中略）故往古以來。未染王化。」

6、『日本書紀』卷三（神武紀）即位前紀（X）

而遼邐之地。猶未霑於王澤。遂使邑有君。村有長。各自分疆。用相凌蹊。

用例5（B）は東夷征討の動機を、用例6（X）は東征開始

の決意を、それぞれ天皇自身が語る場面である。両者は字句整齐への志向の強さが共通するのみならず、対応する表現を傍線によって示した通り、その表現も類似している。

具体的に指摘すれば次の通りである。用例5（B）では「村之無長。邑之勿首。各貪封堺。」とある部分が、用例6（X）では「邑有君。村有長。各自分疆。」とあり、「村」邑「長」首・「君」を対応させる構句が類似している。また、用例5（B）「未染王化」と用例6（X）「未霑於王澤」は、東国に天皇の徳化が行き届いていないことを言う点が共通しており、「王化」と「王澤」が類似する。表現が完全に一致するわけではないが、内容や構句の方法には共通するものがある。

7、『日本書紀』卷七（景行紀）四十年七月条（B）

其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫓。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。

8、『日本書紀』卷三（神武紀）己未三月条（Y）

自我東征、於茲六年矣。賴以皇天之威、凶徒就戮。雖邊土未清、餘妖尚梗、而中洲之地、無復風塵。誠宜恢廓皇都、規摹大壯。而今運屬屯蒙、民心朴素。巢棲穴住、習俗惟常。

用例7（B）と用例8（Y）は東国に住まう人々の野蛮さを表現した部分である。両者の表現こそ異なるが、その背景には同一の漢籍教養があるものと推察される。

従来、これらの出典としては『禮記』禮運と『文選』序が指摘されてきた¹⁶。いずれも表現が完全に一致するわけではないが、その内容は同一のものと認められる。まず『禮記』禮運と『文選』序の当該箇所を掲出し、ついで用例7（B）と用例8（Y）を含めた四者の表現を整理して併記すれば次の通りとなる。

9、『禮記』禮運（鄭玄注）

昔者先王、未_レ有_二宮室_一。冬則居_二營窟_一、夏則居_二橧巢_一。未_レ

有「火化」。**【食腥也】**食「草木之実、鳥獸之肉」、飲「其血、茹「其毛」。未「有」麻糸「衣其羽皮」。**【此上古之時也】**

10、『文選』序

式觀「元始、眇觀「玄風」。冬穴夏巢之時、茹「毛飲」血之世、世質民淳、斯文未「作」。

禮記

冬則居營窟

夏則居橧巢

飲其血茹其毛

衣其羽皮

文選序

冬穴

夏巢

茹毛飲血

(世質民淳)

神武紀

巢棲穴住

(民心朴素)

景行紀

冬則宿穴

夏則住橧

飲血

衣毛

日本武尊関係記事のうち明確な出典を指摘し得る表現は少ないが、当該箇所は『禮記』禮運および『文選』序を参看して述作されたことが確実視される。ただし、その表現が完全に一致するわけではない。

たとえば、景行紀「飲血」は『禮記』禮運「飲其血茹其毛」に対応して野蠻な飲食を表現し、景行紀「衣毛」は同「衣其羽皮」に対応して野卑な衣服を表現する。この点、『文選』序に「茹毛飲血」とある部分に近いが、字句の類似から景行紀「衣毛」と『文選』序「茹毛」を結び付けては誤解を招く。「衣」字に

飲食に結び付く字義はなく、ここでは素直に「毛」字を毛皮に解して『禮記』禮運「衣其羽皮」と関係させるべきだろう。

一方、景行紀「冬則宿穴」は同様に『禮記』禮運「冬則」と一致するが、「穴」字の利用から考えれば『文選』序「冬穴」に近い。つまり、どちらの文献に依拠した表現か断定することはできないものと言える。景行紀の当該箇所は『禮記』禮運と『文選』序の双方を参照し、あるいは文献に拠らずとも自らの知識・教養によって、出典の骨組みを利用しながら構句と表現を練り上げたものと考えられる。

出典の表現をそのまま流用せず、自らの文章に馴染ませて使用する方法は神武紀の対象本文[X]と[Y]にも通じる。神武紀の用例8[Y]も『禮記』禮運や『文選』序との関連が指摘されるが、その表現が完全に一致するわけではない。用例7[B]と用例8[Y]は表現こそ一致しないが、これらの表現を成り立たせる背景にある知識・教養および文飾の方法は類似しており、同一人物の手に成ることを思わせる。

上掲の用例5[B]と用例6[X]では「村—邑」「長—首・君」「堺—疆」「王化—王澤」のように表現の類似が確認され、用例7[B]と用例8[Y]では表現の背景にある知識・教養および文飾の方法が通じることを指摘した。その構句はいずれ

も四字句・六字句を基調とした字句整齊を強く志向するものであり、これまでに指摘した表現と構句の共通性から、対象本文 **A・B・X・Y**、および次節にて検討する **C** も含めて、これらが同一人物の手に成り、字句整齊に消極的な周囲の記事とは述作の過程を異にするものと考えられる⁽¹⁹⁾。

五、天皇と日本武尊の対話に共通する表現

最後に、東夷征討の復命と病没を描く対象本文 **C** を取り上げたい。天皇と日本武尊との対話の場面に四字句が集中し、句の始発が明らかとなる字句を濫りに頻用する特徴は、これまでの対象本文 **A・B** と同様である。

〔C〕『日本書紀』卷七（景行紀）四十年是歳条

逮于能褒野。而痛甚之。則以所俘蝦夷等。獻於神宮。因遣吉備武彦。奏之於天皇曰。「臣受命天朝。遠征東夷。則被神恩。願皇威。而叛者伏罪。荒神自調。是以。卷甲戡戈。懼憊還之。冀。曷日曷時。復命天朝。然。天命忽至。隙駒難停。是以。獨臥曠野。無誰語之。豈惜身亡。唯愁不面。」既而崩于能褒野。時年卅。天皇聞之。寢不安席。食不甘味。晝夜喉咽。泣悲拳笛。

因以。大歎之曰。「我子小碓王。昔熊襲叛之日。宋及總角。久煩征伐。既而。恆在左右。補朕不及。然。東夷騷動。勿使討者。忍愛以入賊境。一日之無不顧。是以。朝夕進退。佇待還日。

何禍兮。何罪兮。不意之間。倏亡我子。自今以後。與誰人之。

經編鴻業耶。」即詔群卿命百寮。仍葬於伊勢國能褒野陵。

（能褒野に逮りて、痛甚なり。則ち俘にせる蝦夷等を以て、神宮に獻る。因りて吉備武彦を遣して、天皇に奏して曰し。たまはく、「臣、命を天朝に受りて、遠く東の夷を征つ。則ち神の恩を被り、皇の威に頼りて、叛く者罪に伏ひ。荒ぶる神目づからに調ひぬ。是を以て、甲を卷き戈を戡めて、懼憊けて還れり。冀はくは曷の日曷の時に、天朝に復命さむと。然るに天命忽に至りて、隙駒停り難し。是を以て、獨曠野に臥す。誰にも語ること無し。豈身の亡びむことを惜まむや。唯愁ふらくは面へまつらずなりぬることのみ。」とまうしたまふ。既にして能褒野に崩りましぬ。時に年三十。天皇聞しめして、寢席安からむや。食味甘からず。晝夜喉咽びて、泣き悲びたまひて標擗ちたまふ。因りて、大に歎きて曰はく、「我が子小碓王、昔熊襲の叛きし日に、未だ總角にも及らぬに、久に征伐に煩ひ、既にして恆に左右に在りて、朕が

不及を袖ふ。然るに東の夷驢き動みて、討たしむる者勿し。
愛を忍びて賊の境に入らしむ。一日も顧びずといふこと無し。
是を以て、朝夕に進退ひて、還る日を待ちて待つ。何の
禍ぞも、何の罪ぞも、不意之間、我が子を脛亡すこと。
今より以後、誰人と與にか、鴻業を經綸めむ。」とのたまふ。
即ち群卿に詔し百寮に命せて、仍りて伊勢國の
能褒野陵に葬りまつる。

前節までに「令苦」という構文を例として、**A・B**の表現に共通性があることは指摘した。本節では、対象本文**A**と**C**に共通して見られる類型表現を整理し、その共通性が構句の類似に留まらないことを改めて確認する。

まず、対象本文**A**と**C**に共通する類型表現としては、「**A**邊境騷動」と「**C**東夷騷動」が挙げられる。前者は「東夷多叛」に続く一節であり、後者は東夷征討を終えたことを復命する場面に見られる。また、対象本文**B**と**C**に共通する類型表現としては、「**B**經綸天業」と「**C**經綸鴻業」、「**B**賊首伏罪」と「**C**叛者伏罪」がある。いずれも内容上の共通点があるために表現も類似するものと考えられるが、四字句の一部を置き換えて表現が平板になることを避ける傾向があるとも捉えられる。

そして、対象本文**A**と**C**の三者に共通する類型表現としては、「**A**頼天皇之神靈」「**B**頼皇靈之威」「**B**頼神祇之靈」「**B**借天皇之威」「**C**被神恩」「**C**頼皇威」が指摘される。これらは天神・皇祖の靈威を背景とした総体としての天皇による加護・恩沢を表すものと考えられ、これによって野蛮な東夷が徳化されることを繰り返して表現する。他に「**B**未染王化」(用例5)や「**B**示之以威・懷之以德」「**B**示以德教」という表現があることから考えても、対象本文**A**と**C**が徳化・王化による統治を強調していることがわかる。同様の表現は、「**X**未霑於王澤」(用例6)や「**Y**頼以皇天之威」のように対象本文**X**と**Y**にも見られ、これら対象本文**A**と**C**および**X**と**Y**が同じ述作方針を共有するものと見るべきように思われる。

六、臣・日本武尊と王・日本武尊

ここまで、巻七(景行紀)のうち日本武尊関係記事の構句が周囲に比べて異質であると同時に、天皇と日本武尊の対話を中心とする対象本文**A**と**C**に類型表現が繰り返して使用されることを確認してきた。これに加えて、日本武尊の位置付けが字句整齊箇所の内外で異なることを指摘したい。

日本武尊は対象本文[A]～[C]において、たとえば「[A]臣、頼天皇之神靈……」、「[B]臣、則先勞西征……」、「[C]臣、受命天朝……」のように、いずれも「臣」と自称してから発話を開始する。したがって、前節に指摘した徳化・王化とは、天皇との対話を描く対象本文[A]～[C]の内部に限って言えば、天皇の「臣」である日本武尊によって行われるものと位置付けられる。

しかし、対象本文[A]～[C]の外部に目を向けると、天皇に準じる位置付けが日本武尊に与えられていることがわかる。

11、『日本書紀』卷七（景行紀）四十年是歲条

是歲。日本武尊。初至駿河。其處賊陽從之欺曰。「是野也。

麋鹿甚多。氣如朝霧。足如茂林。臨而應狩。」日本武尊信其言。

入野中而覺獸。賊有殺王之情【王、謂日本武尊也。】放火燒其野。王知被欺。則以燧出火之。向燒而得免。

12、『日本書紀』卷七（景行紀）四十年是歲条（[C]）

既而崩于能褒野。時年卅。

用例11と用例12から知られるように、日本武尊は注記を要して「王」と呼称され、亡くなるに際しては天皇と同等の「崩」字が用いられる。天皇との対話の中における自称と、対話の外

における呼称とでは性質が異なるが、日本書紀が「臣」を自称させる日本武尊の死に「崩」字を用いることに矛盾を認めないわけにはいかない。古事記では倭建命が天皇と同等の扱いを受けることに照らして考えれば、日本書紀が日本武尊に「臣」と繰り返し返して自称させることには注意を要する。

用例12に示した「崩」字は対象本文[C]の中に見える用例だが、天皇との対話から外れた部分に見える。つまり、字句整齊に消極的な日本武尊の事績を描く本体記事では「王」と位置付けて天皇に準じて扱い、一方では、字句整齊に積極的な天皇と日本武尊の対話記事では「臣」と位置付けるものと言える。

日本武尊に天皇紀を用意しない日本書紀にとって、天皇に準じた位置付けを日本武尊に与えることが述作方針に反することは自明だろう。本来ならば「王」字や「崩」字は削除・修正して統一を図るべきである。しかし、実際には「臣」としての日本武尊と「王」としての日本武尊が多層的に重なり合っている。そのため、日本武尊を「臣」とする字句整齊に積極的な天皇との対話記事と、日本武尊を「王」とする字句整齊に消極的な事績を描く本体記事との間では、述作方針が共有されていないか、もしくは矛盾を包摂するような述作方針が想定されなければならない。矛盾のある状況に鑑みれば、本体記事は日本書紀全体

への最終的な修正・加筆・潤色の行われる前の本文を留めるものと見るべきだろう。編纂の最終段階に至って、本来の記述を尊重しつつも、これを日本書紀全体の述作方針に馴染ませ、巻七（景行紀）という同一巻としての体裁を整える目的のもと、天皇と日本武尊の対話記事が用意された。これによって、日本武尊が景行天皇の「臣」として東夷を徳化・王化する構図が成り立つ⁽²²⁾。

おわりに

本稿にて確認した内容を整理すれば、次の通りとなる。

①巻七（景行紀）内部には、日本武尊関係記事とそれを除く部分との間に、字句整齊に対する志向の違いが認められる。特に天皇と日本武尊の対話記事は字句整齊に積極的であり、構句や述作の方法が他とは異なる。

②日本武尊関係記事のうち、天皇と日本武尊との対話記事では、日本武尊が天皇の「臣」であることを自称し、「皇靈之威」や「神祇之靈」によって熊襲や蝦夷を「王化」することが対話記事に一貫して繰り返し強調される。

③しかし、日本武尊は、その事績を記す本体記事において「王」と呼称され、その病没には天皇に等しく「崩」字が用いられ、巻七（景行紀）の内部にも述作方針の矛盾が見受けられる。この矛盾は①に指摘した構句の差異と軌を一にする。

④日本武尊関係記事の字句整齊相当箇所とは、日本武尊を「臣」として日本書記の中に馴染ませ、巻七（景行紀）という同一巻としての体裁を整える目的のもとに加筆された部分と考えられる。その加筆者ないし加筆方針は、構句や表現の類似性から、神武紀の二つの詔と同一であると考えられる⁽²³⁾。

注

(1) 小島憲之『上代日本文学と中国文学（上）』（塙書房、一九六二年）には、たとえば「神代紀の冒頭の漢籍の潤色や文選語などを巻中に散在させる方法は、神武紀の、冒頭の潤色や（神武紀にはこの部分がない）、文選の利用方法に同じ。即ち第一次の原古事記的な表現の上に潤色を加えたのは、兩紀それぞれ別人とみられるが、更に漢籍の潤色を加えた第二次或は最後の整理者（述作者）は兩紀ともに同一人ではないかと思はれる。」（四五二頁）と指摘されている。

(2) 日本書紀全三十巻は同一の書名のもとに編纂されながら、使用される音韻・仮名・表記・語彙・語法・文体・注記・暦日・内容等において、同一の方針のもとに成されたとは考え難い不整合を抱えている。そのため、日本書紀の本文内部に徴証を得て解釈を行おうとする場合、全

三十巻にわたる一貫性を見出せないため困難に陥る。

- (3) 森博達『日本書紀成立の真実―書き換えの主導者は誰か』（中央公論新社、二〇一一年）に指摘がある。

- (4) たとえば、アマテラスが皇祖神という重要な位置付けを与えられながら、その呼称が統一されないまま日本書紀に記載されている問題が挙げられる。日本書紀に見えない「日神」や「大日靈貴」を「天照大神」と同一視することはできず、一方、ほぼ同じ呼称に統一を図る古事記とは対照的である。この問題は使用する語彙や述作者が異なるだけでなく、皇祖神アマテラスの成立を述作の前提にするかしないか、あるいは、可能か不可能かという、編纂方針の問題にかかわるものと見るべきだろう。関連する主な先行研究には、筑紫申真「アマテラスの誕生」『講談社学術文庫』545、二〇〇二年、初出一九六二年、北川和秀「古事記上巻と日本書紀神代巻との関係」『文学』第四十八巻五号、岩波書店、一九八〇年五月、新谷尚紀「伊勢神宮と出雲大社―『日本』と『天皇』の誕生」(『講談社選書メチエ』434、講談社、二〇〇九年、森博達「皇祖天照大神はいつ誕生したか―『日本書紀』区分論から史実を探る」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第十九号、二〇一四年三月)がある。

- (5) あるいは、どのような漢籍に範を求めて述作されたのか、特に大陸の文化が六朝から唐へと移り変わる中、どの時点の影響を蒙って日本書紀の表現が成り立っているのかという問題とも結び付く。日本書紀の体例が「正史」ではなく「通史」に倣ったものとする見解があり、池田昌広『日本書紀―書名論序説』(『佛教大学大学院紀要』第三十五号、二〇〇七年三月)は、『日本書紀』は六朝史学の所産(二〇二頁)と位置付ける。

- (6) ここで言う「日本武尊関係記事」とは、景行紀二十七年十月条(熊襲征討)〜五十一年条(病没)までを指す。

(7) 横田健一『日本書紀成立論序説』(第一章「『日本書紀』の用語よりみた巻々の特色についての二三の考察」、塙書房、一九八四年、初出一九六八年三月)では「撰撰」「乃棲違不知其所跋渉」「倭亡(儻亡)」「鴻業」等の用例検証を通して、「神武紀」と景行紀(とくに四十年条の筆者は、あるいは同一人かもしれないという可能性もある)。(四三頁)と指摘したうえで、「私は前に四十年条から文章の調子が変わるといった。それは単に「皇子」から「王」へ変化しただけではない。

- 文章の調子が四十年条から、急に抽象的なむずかしい漢語を多く使用するようになる。その漢語の熟語の数例を前節にとりあげて考えてみたのであるが、同じ語や類語の他の巻に出ている例でも、やはりむずかしい漢語を多用している。(中略)これは、蝦夷その他東国征伐の伝承部分を、『書紀』の編纂完成にもっとも近いところに、ある漢文に熟達した学者が文を練ったのであろう。私は四十年条以前と以後とで景行紀編者が異なるのではないかという疑いをもっている。(四六頁)との見解を示す。ただし、本稿では景行紀四十年条を区切りとした述作者の異なりを言うのではなく、日本武尊関係記事に対して大幅な加筆が行われたことを想定している。

- (8) 瀬間正之「漢字で書かれたことは―訓読的思惟をめぐって―」(『東京大学国語国文学会「国語と国文学」第七十六巻第五号、一九九九年五月、四〇頁)の指摘による。

- (9) 『表A』は、拙稿「日本書紀の文体(瀬間正之編『記紀』の可能性)」、古代文学と隣接諸学10、竹林舎、二〇一八年四月)に掲出したものを、本稿の目的に合わせて再編集したものである。表中の「群」は、森博達『日本書紀の謎を解く』(中公新書5026、中央公論新社、一九九九年)の提示する区分、および前掲拙稿にて検証した区分を併記した。「句点数」は、日本古典文学大系『日本書紀』の示す本文の句点と読点を数え、これに占める四字句や六字句等「同字数句」の割合を算出した。

詳細は前掲拙稿を参照されたい。

- (10) 詳しくは前掲注9拙稿の「表G」(一九頁)を参照されたい。
(11) これら[A]・[C]の他にも、日本武尊関係記事には四字句等の字句整合が行われている箇所がある。四十年は歳条の駿河・焼津の場面に見られる「是野也。麋鹿甚多。氣如朝霧。足如茂林。臨而應射。」同じく相模・馳水の弟橘媛の入水の場面に見られる「乃至于海中。暴風忽起。王船漂颺。而不可渡。」蝦夷平定の場面に見られる「仰視君窓。秀於人倫。若神之至。欲知姓名。」信濃・白鹿と白狗の場面に見られる「山高谷幽。翠嶺萬重。人倚杖而離升。鰲輪隨柱。畏峯數千。馬顧轡而不進。」の四箇所である。本節の考察対象とする箇所と比べて、字句整合への志向は強くないように思われるが、部分的な加筆修正の結果によるものと考える余地も残される。

日本書紀の引用は、本文は『日本書紀』(監訳・井上光貞、中央公論社、一九八七年)所収の林勉氏の校訂本文に従い、訓読は古訓を再現する日本古典文学大系『日本書紀』(校注・坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋・監修・高木市之助、岩波書店、一九六七年)に拠り、注釈は新編日本古典文学全集『日本書紀』(校注・沢村・小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守、小学館、一九九四年)を参照した。

- (12)

五井蘭洲『刪正日本書紀』(大阪大学附属図書館懷徳堂文庫所蔵)では、後掲する用例1~4の当該「令」字を削除、もしくは他の字に置き換えており、当該例は誤用と認定していたらしい。同文献は森博達『日本書紀成立の真実―書き換えの主導者は誰か』(中央公論新社、二〇一一年、六一頁)に紹介されていることで知られる。なお、「令苦」という構文は漢籍に用例を見出し難く、一方で漢訳仏典には用例を確認することができる。指摘した通り、訓読の思惟に基づく相習と考えられるが、仏教漢文からの影響も考慮される。

- (13)

中村宗彦『神武紀』文章の再検討(天理大学学術研究会『天理大学

学報』語学・文学・人文・社会・自然編、第四十二巻第一号、第一六五輯、一九九〇年十月)では「東征の詔と橿原橿都の詔は次のように相応しており、編文上もそれなりの工夫がなされている。(中略)磐余彦尊の東征にあたっての志が半ば実現し、更に将来に向って抱負を述べるのであるから両者の表現が呼応しているのが当然である。」(一六頁)と指摘する。

- (15)

小島憲之『上代日本文学と中国文学(上)』(瑞書房、一九六二年)では対象本文[Y]を指して、「この詔は文選の賦に暗示を得、文選語のほかにところどころ周易語を加へたものであつて―たとへば、『弘皇孫養正之心』の『養正』は周易蒙卦などより、これは前にあげた神武紀の語彙の典故に照らしてもうべなはれるであらう。周易語は何れも短文短語であつて、この程度ならば記憶によつても挿入できよう」(四四八頁~四四九頁)と指摘し、神武紀が直接的に文選語を利用することを主張する。

- (16)

前掲注12に示した日本古典文学大系『日本書紀』および新編日本古典文学全集『日本書紀』の頭注に拠る。出典の指摘には従いたいが、いずれも景行紀「衣毛」の具体的な参照先として『禮記』禮運「茹其毛」や『文選』序「茹毛」を想定する点のみ首肯し難い。また、『文選』呂延濟注の知識に拠って「衣」字を「シク」とする古訓にも従えない。後述する通り、景行紀「衣毛」は、同じ『禮記』禮運の中でも「衣其羽皮」に依拠したものとするべきだろう。

- (17)

『文選』の引用は『新校訂六家注文選』(奎章閣本、鄭州大学出版社、二〇一三年)に拠り、訓読は私に行った。

- (18)

神武紀に見える対象本文[X]と[Y]の比較検討は、別稿を用意する予定である。両者の類似・呼応は、一方が他方を模倣・引用したのではなく、『周易』や『文選』の知識を自家薬籠中の物として自ら文飾する能力を有する、同一人物の潤色加筆に起因するものと考えられる。

(19) 拙稿「神武紀冒頭部の位置付け——アマテラスの呼称転換と訓注の重出・不順をめぐって——」（古事記学会『古事記年報』第五十七号、二〇一五年一月）では、対象本文[X]を含む神武紀冒頭部と対象本文[Y]を含む後統部との間において、述作者や述作方針の転換があったことを指摘した。もともと両者は別に述作されたものであったが、編纂の最終段階に至って整理統合する際に、体裁を整えるべく対象本文[X]と[Y]に同一人物による潤色加筆が施されたものと考えられる。本稿にて取り上げた対象本文[A]・[C]も同時期に加筆されたものと見るべきだろう。

(20) この問題については、拙稿「日本書紀における「頼」字の古訓と解釈——統治の拠り所をめぐる「天皇」概念の転換——」（國學院大學上代文学研究室『上代文学研究論集』第四号、二〇二〇年三月）にて詳述した。

(21) 福田良輔「倭建の命は天皇か——古事記の用字法に即して——」（九州大学国語国文学会『語文研究』第三卷、一九五五年十一月）には、「古事記において国語の敬語を表記してゐる「御」「坐」「幸」「崩」「詔」「奉」「大」及び特定の身分を表示する「后」等の漢字が倭建の命又はその配偶者及び王子女に用ゐられてゐることは、これらの漢字が特定の身分に応じて用ゐられてゐることを明らかにすることによって、敬意を表す漢字の用字の上からは、倭建の命の身分が全く天皇と同じ地位であることを証してゐる。」（六頁）との指摘が見える。

(22) 谷口雅博『「常陸国風土記」——倭武天皇の時代認識——』（同『風土記説話の表現世界』第二部第五章、笠間書院、二〇一八年、初出二〇〇四年十一月）には、「常陸国風土記」ではヤマト王権の論理・秩序を体現し、浸透させる存在として描く必要から「天皇」として位置付けられているのではないか。倭武天皇は、「倭武」という名を背負い、地名の起源に関わっていくことでヤマト王権の浸透を果たしていく。その

ように描くのが『常陸国風土記』の編述方針であり、筆録方法であったと考えられる。」（二二〇頁・二二一頁）との指摘がある。

(23) 太田善磨「日本書紀と古事記序文」（同『古代日本文学思潮論（Ⅲ）——日本書紀の考察——』第三章第一節、桜楓社、一九六二年、初出一九七〇年十一月、および瀬間正之「未經」——師説「太安万侶日本書紀撰修参与説」をめぐって——（同『記紀の表記と文字表現』第四篇第二章、おうふう、二〇一五年、初出一九九九年七月）では、記紀の用語用字の比較を通じて、日本書紀の編纂に太安万侶が関与したことを想定する。また、加藤謙吉「日本書紀」と壬申の乱」（同『日本古代の豪族と渡来人——文献史料から読み解く古代日本——』第一部第三章、雄山閣、初出二〇一一年十月）では、卷二十八（壬申紀）が多品治の武功を顕彰する意図のあったことを指摘したうえで、品治の子と推定される太安万侶を同巻の述作者に比定する。本稿は如上の説について、対象本文[A]・[C]および[X]・[Y]に「[B]王化」「[B]未經幾年」「[B]雷電」「[B]未經（移）決辰」「[C]戢戈」「[C]懞佛」「[X]重暉」「[X]光宅」「[X]・[Y]六合」「[Y]凶徒」等の記序と共通する用語が見え、介詞「頼」を使用した「[A]頼天皇之神靈」「[B]頼皇靈之威」「[C]頼皇威」「[Y]頼以皇天之威」が記序「頼先聖」とも共通することから、太安万侶が最終加筆者の一人として日本書紀の編修に関与したことを想定しているが、この点、今後の課題としたい。

〔付記〕本稿は、古事記学会十一月例会（二〇一八年十一月二十四日）における口頭発表の内容を整理したものである。席上にて、ご指摘・ご指導を多く賜った。ここに記して厚く御礼を申し上げる。なお、本稿はJSPS科研費JP19100120の助成を受けた研究結果の一部である。